（貸借対照表等の公告）

**第八十二条**　［略］

２　［略］

３　法第五十二条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

４～６　［略］

７　法第五十二条第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

８・９　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

**附　則**

この命令は、公布の日から施行する。

**○内閣府厚生労働省令第十一号**

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働大臣　武見　敬三

労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令

（労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部改正）

**第一条**　労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （電磁的記録による保存） | （電磁的記録による保存） |
| **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 | **第四条**　［同上］ |
| 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 | 一　［同上］ |
| 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 | 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 |
| ［２・３　略］ | ［２・３　略］ |
| （電磁的記録による作成） | （電磁的記録による作成） |
| **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 | **第六条**　［同上］ |
| （電磁的記録による交付等） | （電磁的記録による交付等） |
| **第十一条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 | **第十一条**　［同上］ |
| 一　［略］ | 一　［同上］ |
| 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 | 二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 |
| ２　［略］ | ２　［同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。